

運転保安設備（自動列車制御装置）の定期検査期限切れについて

2021 年 9 月 8 日

西日本旅客鉄道株式会社

新幹線鉄道事業本部

鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 90 条に定められた運転保安設備（自動列車制御装置：ATC）の定期検査の期限が切れた状態で運用充当していた事象が判明しました。概要は以下のとおりです。

ご利用のお客様にはご心配をおかけ致しまして、誠に申し訳ございません。

1. 日時 2021 年 9 月 7 日（火） 16 時 00 分頃

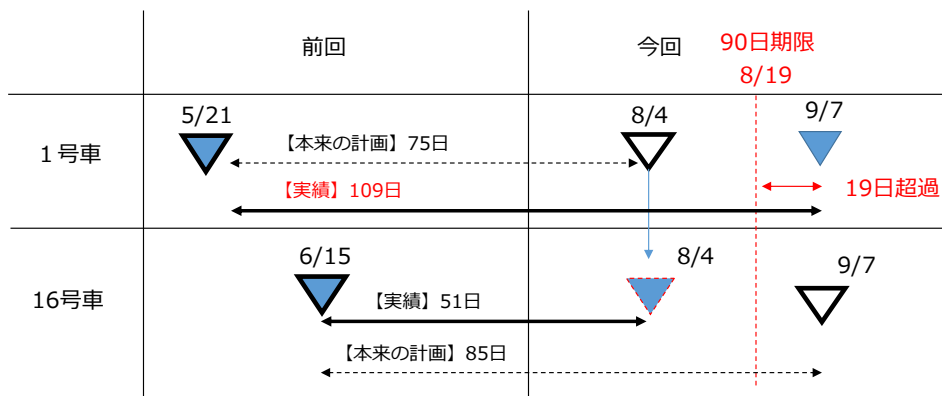
2. 場所 博多総合車両所（福岡県那珂川市）

3. 概要

9 月 7 日 16 時頃、博多総合車両所において、N700A 系（16 両）の F13 編成 1 号車の ATC の定期検査の期限が切れていることが判明しました。なお、ATC の定期検査の期限は、省令では 3 ヶ月（90 日）と定められています。

9 月 7 日、同編成の 16 号車の ATC の定期検査を実施しようとしたところ、8 月 4 日に既に同検査が実施されていたことから前回検査からの期間が短いことに気づき、確認したところ 1 号車の検査が実施できていないことが判明しました。

なお、1 号車の ATC の定期検査は前回 5 月 21 日に実施しており、8 月 19 日が 3 ヶ月（90 日）の検査期限でした。そのため、9 月 7 日まで 19 日間検査が切れた状態でした。検査が切れていた期間に ATC に関する故障は発生していません。



4. 原因

- 検査計画部門が検査施工部門に対して、8 月 4 日は 1 号車の検査を指示すべきところ、誤って同編成の 16 号車の検査を指示したため
- 2020 年 6 月 1 日以降、編成単位の検査体制から号車単位の検査体制に変更となり、従来の編成のみの確認から、編成と号車両方の確認が必要となったが、確認が不十分であったため

5. 対策

- 検査計画と検査の指示の内容が一致していることの確認を徹底します
- 検査計画と実施内容が一致しているか照合できる仕組みを構築します